

## 「中間とりまとめ」からの修正事項等について

頁	該当項目	中間とりまとめ	部会報告（案）
1	はじめに	<u>これまでに、総合政策部会においては4回に亘る審議を重ねてきたが、今後、答申を取りまとめていくにあたっては、広く県民の方々の意見をお聴きする必要があると考え、このたび、これまでの審議の経過を「中間とりまとめ」として公表することとした。</u>	<u>総合政策部会では、平成24年4月に「中間とりまとめ」を公表し、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、県民の方々の意見を募集したところ、3名から15件の意見が寄せられたので、これらの意見を参考にさらに検討を加えた。</u> <u>愛知県においては、環境影響評価制度を一層充実させるため、速やかに条例等の改正を図りたい。</u>
5	2（1）オ（イ） 配慮書の送付・公表	<u>公表の方法については、公告し、縦覧に供することや、事業者のウェブサイトへ掲載することなどが考えられる。</u>	<u>公表の方法については、公告し、縦覧に供すること及び事業者のウェブサイトへ掲載することが<u>適当である。</u></u>
16	配慮書手続の条例への導入パターンイメージ	② 条例独自の対象事業（⑤及び⑧を除くもの）は、条例の配慮書手続は義務である。条例の配慮書手続から条例の <u>配慮書</u> 手続へ進む。	② 条例独自の対象事業（⑤及び⑧を除くもの）は、条例の配慮書手続は義務である。条例の配慮書手続から条例の <u>方法書</u> 手続へ進む。